2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　土木工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上の土木工事を有している者(上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上（土木工事）であること。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり（会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者及び３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者及び３者で構成された共同企業体

⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型）を構成する場合の代表者

㋐　同種工事（下記(a)から(c)を必要とする。）

(a)　施工深度20m以上の深層混合処理工を施工した工事

(b)　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚を新設した工事

(c)　杭長25.0m以上の中堀り鋼管杭または鋼管ソイルセメント杭を施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐　同種工事（下記(a)から(c)を必要とする。）

(a)　施工深度10m以上の深層混合処理工を施工した工事

(b)　コンクリート橋脚を新設した工事

(c)　杭長10.0m以上の中堀り鋼管杭または鋼管ソイルセメント杭を施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工を含む。)している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、しゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、全ての工種の経験を同一の者が有する必要はない。(各工種の経験者を複数名配置しても良い。)(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

(a)　同種工事（下記(i)から(iii)を必要とする。）

(i)　施工深度10m以上の深層混合処理工を施工した工事

(ii)　コンクリート橋脚を新設した工事

(iii)　杭長10.0m以上の中堀り鋼管杭または鋼管ソイルセメント杭を施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

③　現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上、３者で構成される場合は20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。